

東大阪市消防局特定委託業務共同企業体取扱要領

令和 8 年 3 月 1 6 日

東大阪市消防局例規通達第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この例規通達は、本市（消防局に係るものに限る。以下同じ。）が発注する委託業務における特定委託業務共同企業体（特定の業務の履行を目的としてその業務ごとに結成される団体をいう。以下「共同企業体」という。）の適正な活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第 2 条 共同企業体により競争を行わせることができる業務は、大規模又は特殊な技術等を要する業務であって、確実かつ円滑な履行を図るため、技術力等を結集する必要があると認められる業務とする。

(混合入札)

第 3 条 前条の規定に基づき共同企業体により競争を行わせることができる業務について、当該対象業務ごとに共同企業体の代表者に求める要件を満たし、当該業務を単体で確実かつ円滑に履行し得る者がいるときは、その者と共同企業体による混合入札を行うものとする。

(構成員の数)

第 4 条 共同企業体の構成員の数は、2 者又は 3 者とする。

(構成員の組合せ)

第 5 条 一つの対象業務に係る共同企業体の各構成員は、当該対象業務において他の共同企業体の構成員になることはできない。

(結成方法)

第 6 条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 結成にあたっては、特定委託業務共同企業体協定書（様式第 1）の作成及び保持を義務付けるものとする。

(構成員の要件)

第 7 条 共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 当該対象業務に対応する許可業種について、東大阪市財務規則（昭和 4 2 年東大阪市規則第 3 1 号）第 8 8 条の 2 第 1 項の有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員のうち、最小出資者の出資比率は、次の各号に定める割合以上でなければならない。

(1) 構成員が2者の場合 30%

(2) 構成員が3者の場合 20%

(代表構成員)

第9条 共同企業体の代表構成員は、当該業務に類似の業務を履行した実績を有し、かつ、出資比率が構成員の中で最大でなければならない。

(協定書の提出)

第10条 共同企業体により入札参加しようとする者は、指定の期日までに第6条第2項の共同企業体協定書の写しを提出しなければならない。

(存続期間)

第11条 共同企業体の存続期間は、次の各号の定める期間までとする。

(1) 対象業務について本市と委託契約を締結した共同企業体

対象業務の履行完了後、6か月を経過する日まで

(2) その他の共同企業体

対象業務に係る委託契約を締結される日まで

(構成表の提出)

第12条 委託契約を締結した共同企業体は、契約の日から5日以内に特定委託業務共同企業体構成表(様式第2)を市長に提出しなければならない。同構成表の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

(その他)

第13条 この例規通達に定めのない事項又はこの例規通達の定めにより難しい場合は、東大阪市プロポーザル方式等事業者選定委員会(執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年東大阪市条例第15号)第1条の2の東大阪市プロポーザル方式等事業者選定委員会をいう。)の審議を経て定めるものとする。

附 則

この例規通達は、令和8年4月1日から施行する。